

2019 年度「海外 PL 関連動向調査」に係る委託先の公募について

2019 年 6 月 17 日  
日本機械輸出組合  
大 阪 支 部

## 1. 目的

近年、国内外における製品安全意識の高まりにより、製造物責任（PL）、リコールに関しても企業の社会的責任が求められ、また、海外当局の罰則強化や法整備の進展などの動きがみられ、製造物責任対策、製品安全対策ではコンプライアンスやリスクマネジメントに従来以上に注意が必要である。

特に、欧州においては、不安全製品に対する市場監視や消費者保護の強化といった政策動向がみられ、AI、Internet of Things (IoT)、自動運転等の技術革新に伴う責任問題の一環として製造物責任が議論されるなど、企業活動への影響を注視する必要がある。

本調査では、欧州における製造物責任、製品安全（特に製品事故・リコール問題）の最近の動向を調査するとともに、米国、中国等の主要国の関連情報を収集し、組合員企業における PL 対策、今後の動向分析の資とする。

## 2. 調査委託内容

### (1) 調査テーマ：

- A. 欧州における製造物責任（PL）、製品安全に関する最近の動向
- B. 海外における PL 関連動向の情報収集（対象国：米国、オーストラリア、中国、韓国、インドなど）

### (2) 上記Aについて、

- ① 「海外 PL 委員会」（組合員企業の実務者で構成。大阪開催）における調査の中間報告、及び最終委員会における最終報告
- ② 調査報告書の作成

### (3) 上記Bについて、上記委員会にて報告、レポート（A4 5 枚程度）の提出。（年 3 回以上）

## 3. 調査項目

### A. 欧州

#### (1) 最近の製品安全、PL の動向（EU レベル、加盟国）

下記の最新動向を含む。

- ① PL 指令 (Directive 85/374/EEC) (ガイダンス文書、技術革新関連)
- ② 市場監視 (新規則について、従来との相違点等。)
- ③ 集団訴訟
- ④ 安全規則違反に対する罰則

#### (2) 製品の安全性に関する表示、指示警告（言語含む）

- ① 加盟国における関連規定
- ② 関連訴訟事例、企業に対する当局の行政措置等の事例

#### (3) 最近の PL 動向

- ① 主要 PL 訴訟事例 (EU レベル、加盟国)

#### (4) 下記事項に関し、製品安全及び PL への影響

- ① Brexit
- ② いわゆる「ディーゼルゲート事件」

- (5) 製品事故報告、製品リコール
  - ① 違反に対する加盟国当局による措置等
  - ② 当局対応に関する企業の留意点

#### B. 海外動向（情報収集）

- (1) AI、IoT、ロボティクスに関する PL 動向
- (2) PL、製品事故報告・リコール関連法の制定・改正情報
- (3) 重要な PL 判例
  - 重要判例の紹介、PL 上の論点、企業の留意点に関する解説
- (4) 製品事故報告、リコール関連の運用に関する情報
  - 当局による罰則、行政指導等の事例、解説など

#### 3. 公募における審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

#### 4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額 : 上限 3,780,000 円(消費税含む)
- ・ 契約期間 : 契約締結日から 2020 年 3 月 16 日まで
- ・ 提出物 : 調査報告書およびレポート  
(基本的に電子データで提供)

#### 5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

#### 6. 公募期間

2019 年 6 月 17 日～6 月 21 日（期限内に必着のこと）

#### 7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

2019年6月下旬にHPで公表するとともに、応募者全員に通知します。

9. 申請書類の提出先及び問合せ先

〒541-0054 大阪府中央区南本町 3-6-14 イトウビル 3 階

担当:大阪支部 宮脇 美哉

Eメール:(miyawaki@jmcti.or.jp )

TEL:06-6252-5781

FAX:06-6245-6343

以上